

パブリックコメント用

## 第4次清瀬市行財政改革大綱（案）

# 目 次

## 第 1 章 清瀬市を取り巻く行財政環境の変化

- |              |   |
|--------------|---|
| 1 社会背景       | 1 |
| 2 市政運営の現状と課題 | 3 |

## 第 2 章 第 4 次清瀬市行財政改革大綱・実施計画策定の概要

- |         |     |
|---------|-----|
| 1 策定の概要 | 1 1 |
| 2 目的    | 1 1 |
| 3 構成    | 1 1 |
| 4 位置付け  | 1 1 |
| 5 計画期間  | 1 2 |

## 第 3 章 第 4 次清瀬市行財政改革

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| 1 これまでの取り組み          | 1 3 |
| 2 第 4 次清瀬市行財政改革の基本方針 | 1 7 |
| 3 改革の体系              | 1 9 |

## 第 4 章 体系別推進項目

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 1 人と組織の活性化        | 2 0 |
| 2 事業手法の改革         | 2 4 |
| 3 市民と行政をつなぐしくみづくり | 2 7 |
| 4 財政基盤の強化         | 2 9 |

# 第1章 清瀬市を取り巻く行財政環境の変化

## 1 社会背景

少子高齢社会が本格的に到来し、急速な情報化の進展等、社会情勢がめまぐるしく変化するなか、環境面においても世界規模での環境危機である地球温暖化問題が顕在化する等、行政課題が山積みとなっています。

一方で、米国の金融不安による株価の大幅な下落に端を発した世界同時不況は、日本経済を悪化させ、国民生活に対しても深刻な影響を及ぼしています。

全国の自治体では、景気減速により税収等の一般財源が落ち込む一方、生活保護・医療費等の社会保障費が大幅に増加し、非常に厳しい財政状況に直面しています。

激動する社会情勢に対し財政需要は増加する反面、少子化による人口減少と人口構造の変化が現れており、景気停滞と合わせ歳入基盤が崩れつつあります。

これまで国は国と地方の役割分担を見直し、地方にできることは地方にという理念の下、「国から地方への補助金・負担金を廃止・縮減」「地方への税源移譲」「地方交付税の見直し」を同時に行ういわゆる「三位一体の改革」を進めてきましたが、結果的には国庫補助負担金を4.7兆円程度削減し、3兆円の税源移譲、大幅な地方交付税の削減という結果になりました。

平成18年8月31日付「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（18年指針）では、地方自治体に対して「総人件費改革」、「公共サービス改革」、「公会計改革」の3点について、「情報公開の徹底と住民監視」の下に、より一層の行政改革の推進を要請しています。

このように、国は地方財政富裕論の名の下に、地方財政総額を圧縮するとともに、地方に徹底した行財政改革を求めてきました。

また、現在は戦後最大の経済危機を乗り越えるため、悪化する社会経済状況と環境面に配慮し、「雇用」「環境」「景気対策」を中心に追加経済対策を次々と打ち出しています。

空前の規模となるこれらの経済対策は、経済危機の深刻さをあらわすと同時に地方自治体が潜在的に抱えてきた構造的な脆弱性を如実に浮き彫りにしています。

市財政は、地方交付税や繰越金の増額等により平成21年度末には財政調整基金が8億589万円にまで回復していますが、平成22年度以降の税収の状況を見ると、長引く景気の低迷や雇用不安等による市税収入の落ち込みや、地方交付税の減少が見込まれています。

また、歳出では生活保護費や高齢化による社会保障費の増、老朽化した公共施設の改修や耐震化、雨水対策等大きな財源を伴う事業が見込まれています。

こうしたことから、第4次行財政改革により徹底した効率的な行財政運営を行ない、様々な課題や市民要望に応えていかなければなりません。

## 2 市政運営の現状と課題

### (1) 財政規模

市の会計は、行政サービスの基本となる「一般会計」と特定の事業を行う「特別会計」に分かれています。

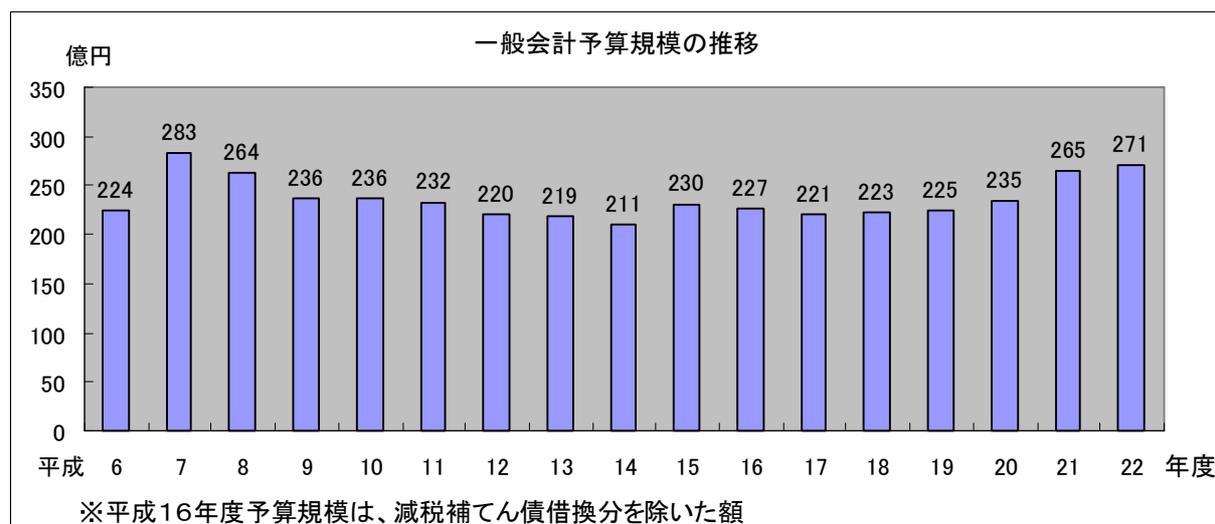
平成22年度の財政規模は一般会計271億400万円、特別会計は154億2,900万円となっています。

また、特別会計には「国民健康保険事業」「老人保健医療」「下水道事業」「駐車場事業」「介護保険」「後期高齢者医療」の6種があり、「老人保健医療」については後期高齢者医療制度が平成20年4月から始まったことにより、20年3月診療分までが老人保健医療の対象となり、平成22年度末をもって事業が終了し、老人保健医療特別会計は廃止される予定です。

一般会計予算規模の推移を見ると、平成7年度以降平成14年度にかけて減少が続き、その後は緩やかに減少と増加を続けていますが、当市としては220億円から230億円ほどが一般会計の標準的な予算規模といえます。

平成22年度各会計別財政規模

区分	百万円
一般会計	27,104
特別会計	15,429
国民健康保険事業	8,433
老人保健医療	6
下水道事業	1,421
駐車場事業	80
介護保険	4,237
後期高齢者医療	1,252
合計	42,533



## (2) 市税の状況

市税はいくつかの種類に分かれています。税金の使いみちが特定されず、市のいろいろな事業の費用に使うことができる普通税の主なものは市民税と固定資産税です。

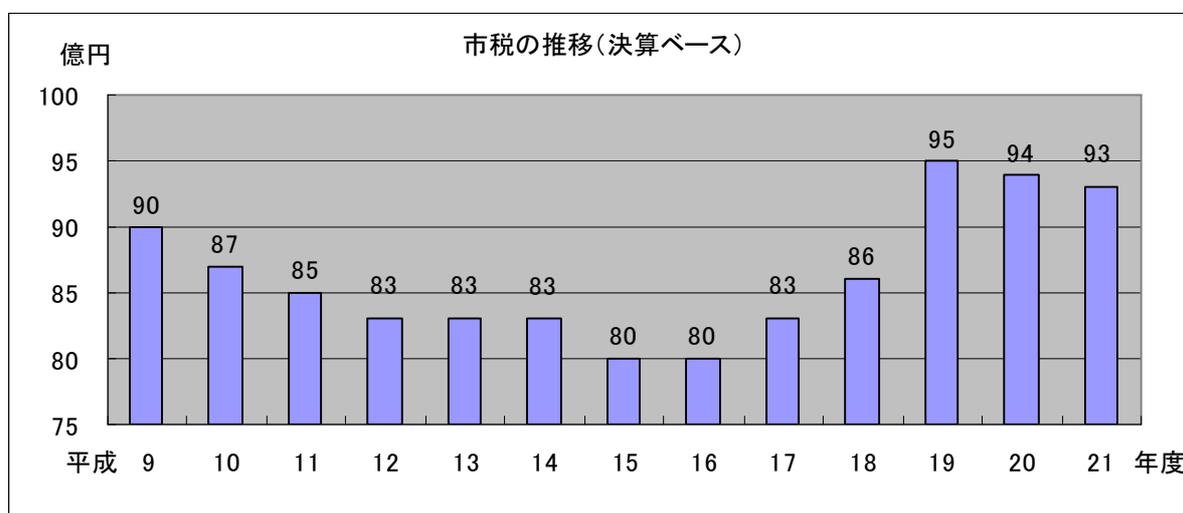
税金の使いみちが特定されている目的税の主なものには、都市計画事業等の費用にあてられる都市計画税があります。

市税収入の推移をみると、平成10年度以降しばらく90億円を下回り、平成16年度には80億円を下回りました。

平成19年度になると税源移譲や定率減税の廃止等により一旦回復し94億円を超えましたが、その後、景気の悪化により個人所得や企業収益が年々落ち込んだため、再び減少を続けています。

平成22年度市税の内訳

区分	百万円
市税	9,145
市民税	4,576
固定資産税	3,485
都市計画税	697
その他の税	387



## (3) 基金の状況

一般家庭に貯金があるように、市にも基金という貯金があります。基金にはそれぞれの目的に応じて種類があります。市税収入が見込みよりも減少した場合や、災害発生等の不測の事態が発生した場合に対応するため、その用途を特定しない財政調整基金と、一定の目的のための積立を行う特定目的基金とがあります。

財政調整基金は自治体の予算不足を補てんするため重要な役割を果たしています。厳しい財政が続くなか、同基金の積み

各種基金の現在高(平成21年度末)

区分	千円
社会福祉基金	5,913
公共用財産の取得および建設基金	500,769
財政調整基金	805,897
緑地保全基金	204,495
郷土博物館資料収集基金	5,695
減債基金	38,223
ふれあい福祉振興基金	613
まちづくり応援基金	30
合計	1,561,635

立てが非常に少ない時期もありましたが、平成21年度末には財政調整基金が8億589万円まで回復し、公用財産の取得および建設基金が5億76万円の現在高となっており、全体では基金残高が15億6,163万円となっていますが、これは東京都26市の中では非常に少ない積立金となっています。

#### (4) 歳入

清瀬市においても日本経済の低迷等により、市財政が大きく好転することは期待できない状況にあります。国による税財政制度の改正等により、一時的に市税収入の増加が見込まれたものの、長期的に見ると減少傾向にあり、歳出面では、退職手当、生活保護費等の社会保障費、施設改修費や耐震化の必要性等、市の財政は楽観できない厳しい状況にあります。

今後、安定的な財政運営を行うため、民間委託の推進等を含めより効率的な事務事業の実施や自主財源の確保を行っていく必要があります。

歳入の各項目について説明すると、主なものに市税、国支出金、都支出金、地方交付税、交付金等があります。

市税には、市民税（個人市民税・法人市民税）と固定資産税（土地・家屋・償却資産・国有資産等所在市町村交付金）、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税があります。市民税は、基本的には標準税率が適用されており、どこに住んでいても税率は同じです。ただし、財政再建団体である夕張市や、みどりの保全を名目に横浜市では個人市民税均等割額に年間900円、法人市民税に年間均等割額9%相当額を上乗せしているように一部の自治体では超過税率を採用しています。

国、都支出金は、国・都負担金、国・都補助金、国・都委託金の3種類があります。

国・都負担金は、国や都と共同責任で仕事をする場合に交付されます（例：生活保護費や自立支援給付費等）。国・都補助金は、国や都が特定の施策の実施を奨励することを目的とし、又は、財政援助をすることを目的として交付されます（例：道路整備事業や小中学校校舎耐震化事業等）。国・都委託金は、国や都が本来行うべき施策を効率的・経済的な面から自治体に委託して行う場合に交付されます（例：国や都の選挙事務等）。

地方交付税は、地域間の税源の不均衡を調整し、全ての自治体が一定水準の行政サービスを提供できるようにするため、国税の一定割合が交付される交付金です。

交付金は、都道府県が徴収した税の一定割合を市町村に交付するものです。市町村が行政サービスを行う上で必要な財源を補うことと、徴税事務の負担増大を防ぐ趣旨等から交付されるものです（例：利子割交付金や地方消費税交付金等）。

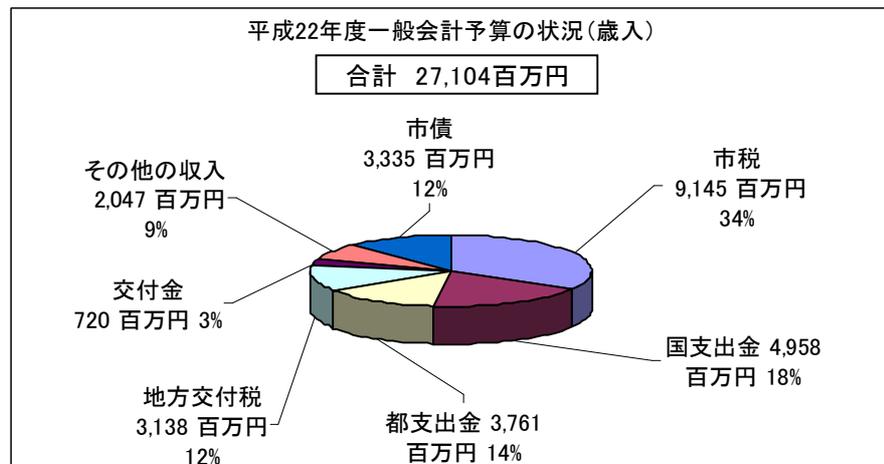
市債は、用地を取得するとか、学校や市民センター等を建設する場合等には一時的に多額の財源が必要になりますので、国や銀行から長期にわたって借金することです。

このような場合には、将来世代もその恩恵を受けることから、「世代間の負担の公平」を図ることから、国や銀行から借金をして将来世代にも負担していただくことにしています。

その他に、寄附金や繰越金、施設の使用料・手数料等があります。

平成22年度当初予算についてみると、まず、歳入の根幹となる市税では固定資産税や市たばこ税で前年度より増となっているものの、景気の低迷による個人所得の減少や企業収益の悪化等により、市民税は当初予算額よりも3億112万円の減となっており、市税全体では前年度に比べ1億8,910万円の減となっています。

また、歳入全体に占める市税の割合は34%と、自主財源としての比率が低く、国や東京都からの支出金と交付金・交付税等の依存財源の割合が高くなっており、基礎自治体として、自主性・自立性を高めるには厳しい状況にあります。



## (5) 歳出

歳出の分類方法には目的別経費と性質別経費という2つの方法があります。両方とも歳出の内容を表わしますが、その分類が異なっており、目的別歳出は、教育等、使う目的ごとに分けた歳出のこと、性質別歳出は、経費を、その経済的性質を基準として分類した歳出のことです。

詳しく見ると、目的別経費とは、市の経費を行政目的にしたがって議会費や総務費、民生費、衛生費、土木費、教育費など11種類に細分化し、予算書や決算書は目的別に分類した内容となっています。市の予算や決算が、こういった経費にどの程度使われているのかを把握することが出来ます。

議会費は、議会の活動に関する経費で、議員報酬や調査研究費等が含まれています。

総務費は、他の項目に含まれない全般的な管理事務費で、企画や財政関係費、庁舎の維持管理費、財産管理費のほか、戸籍や徴税、選挙関係経費が含まれています。

民生費は、住民が一定水準の生活と安定した社会生活を保障するのに必要な経費で、生活保護費や高齢者、障害者、保育園費等の経費が含まれています。

衛生費は、住民の健康や公害関係、ごみ処理等の環境対策関係経費が含まれています。

土木費には、道路や橋、都市計画事業費関係、公園管理費のほか住宅管理費等が含

まれています。

教育費には、教育委員会や小中学校費、社会教育費、図書館費、博物館費等の関係経費が含まれています。

性質別経費とは、市の経費を経済的性質

を基準として、人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費、補助費等、普通建設事業費、投資及び主資金、貸付金、繰出金に細分化したものであり、財政の健全性や弾力性を計ることができます。特に、人件費、扶助費及び公債費を義務的経費といい、この比率が高いと財政の弾力性が失われ、新たな事業を行うことが困難になります。

人件費には、職員の給与や議員の報酬、非常勤職員の報酬等が含まれています。

扶助費には、生活保護費や児童福祉法、老人福祉法等の法律に基づく該当者への手当等の給付費等が含まれています。

公債費には、市が借り入れた地方債の元利償還金や一時借入金利子等が含まれています。

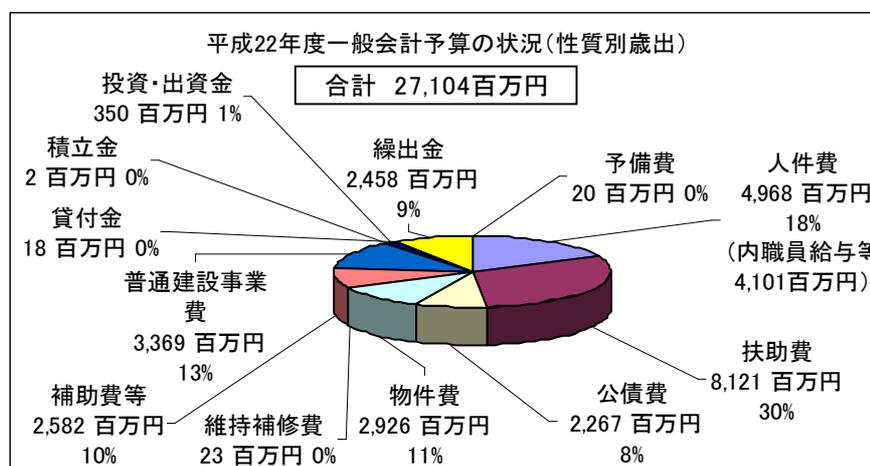
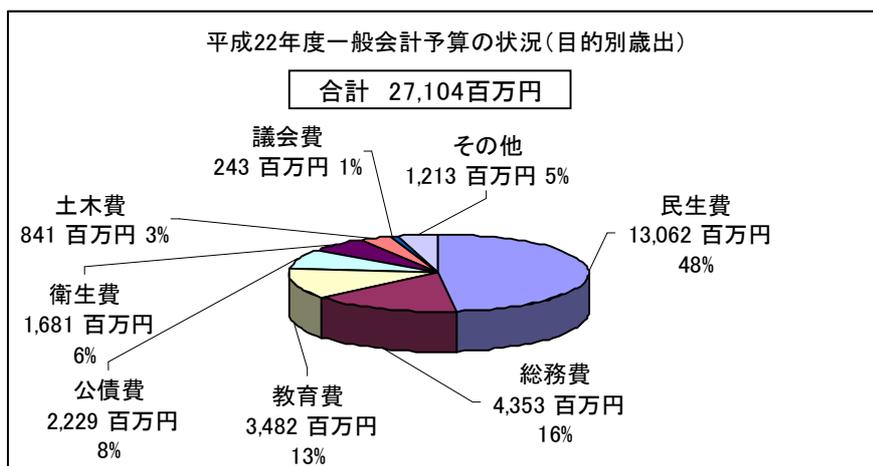
物件費には、臨時職員の賃金や旅費、消耗品の購入、郵便料、委託料、土地の賃借料等が含まれています。

維持補修補費には、市役所や市民センター等公共施設の効用を維持するための軽微な補修費が含まれています。

補助費等には、火災や自動車等の保険料、一部事務組合への負担金や各種団体への補助金等が含まれています。

普通建設事業費には、公共施設の工事費や用地買収費、これらに附随する設計費等が含まれています。

投資及び出資金は、市が特定の組織や団体に投資や出資することをいいます。平



成 2 1 年度・2 2 年度の 2 カ年間に 3 億 5 千万円、合計で 7 億円を都市開発株式会社  
に経営の安定化を図るために出資しています。

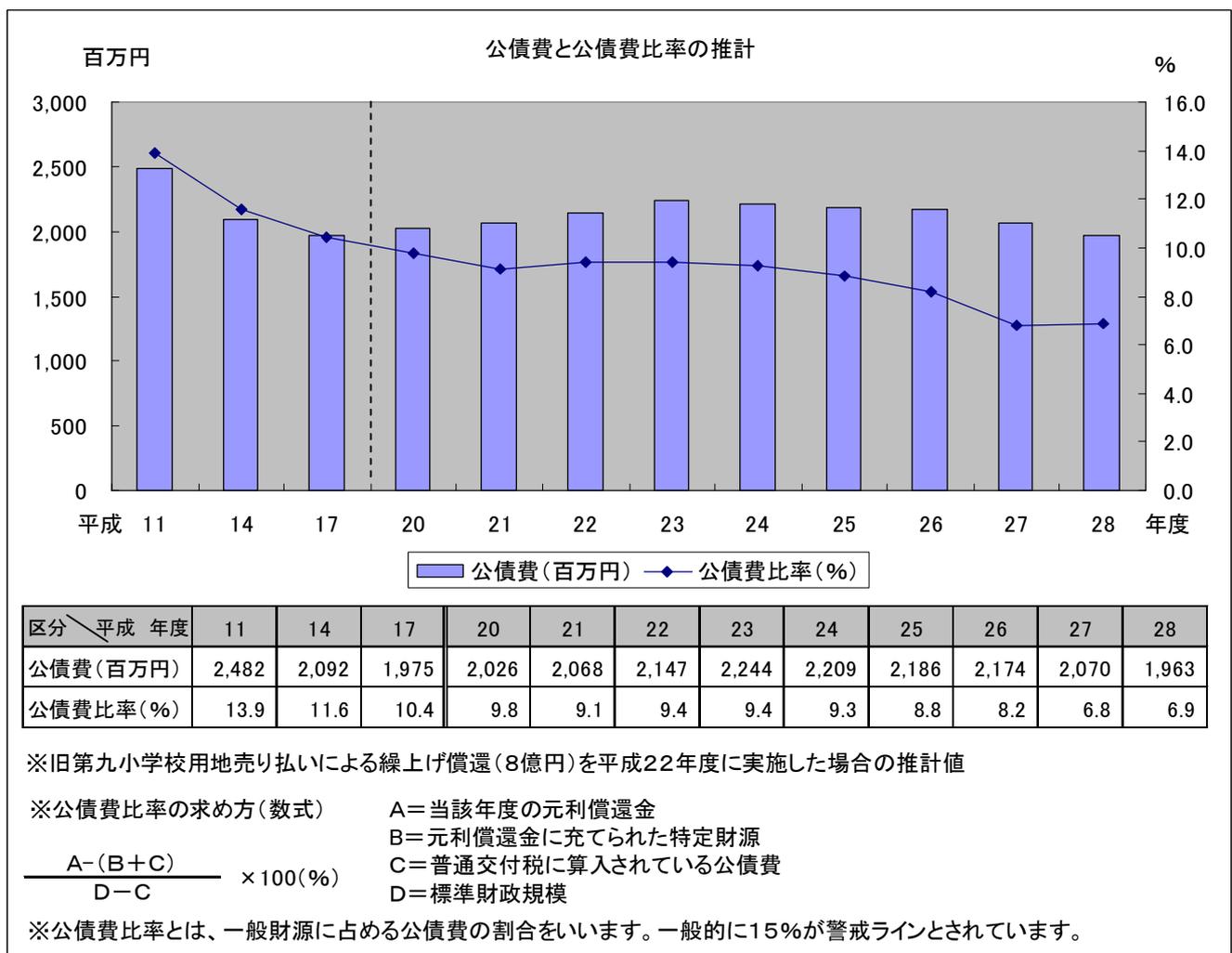
貸付金は、一時的に生活に困っている方への貸付金や奨学資金の貸付金をいいます。

繰出金は、特別会計の歳入不足を補うため一般会計から繰り出すことをいいます。

平成 2 2 年度当初予算についてみると、景気低迷や少子高齢化により生活保護費等  
の社会保障費が大幅に増加し、財政の硬直化に拍車をかけています。

公債費について、平成 2 0 年度から平成 2 2 年度にかけて子どもの発達支援交流セ  
ンター整備や旧都立清瀬東高等学校跡地取得、清瀬市民センター再整備、市立小中学  
校の耐震化工事等、今後の清瀬市のまちづくりにとって重要な役目を果たす事業を実  
施したことで、一時的に公債費の負担と市債残高は上昇しています。しかし、旧第九  
小学校跡地の売り払い収入による繰上げ償還の実施や平成初頭にかけて発行した市  
債の償還終了により、その後は市債現在高が年々減少することが見込まれます。

自治体の借金に当たり、将来の財政負担となる公債費の残高が大きい平成 2 6 年ま  
でを乗り越えるためにも喫緊の課題として行財政改革に取り組みなくてはなりません。



## (6) 人件費

前述の性質別歳出を見ると歳出の中で人件費が18%ほどを占めていることがわかります。この比率は市の財政健全化をはかる内部の改革として重大な位置づけを持っており、事務・事業の見直しと一体となって改革することが必要です。

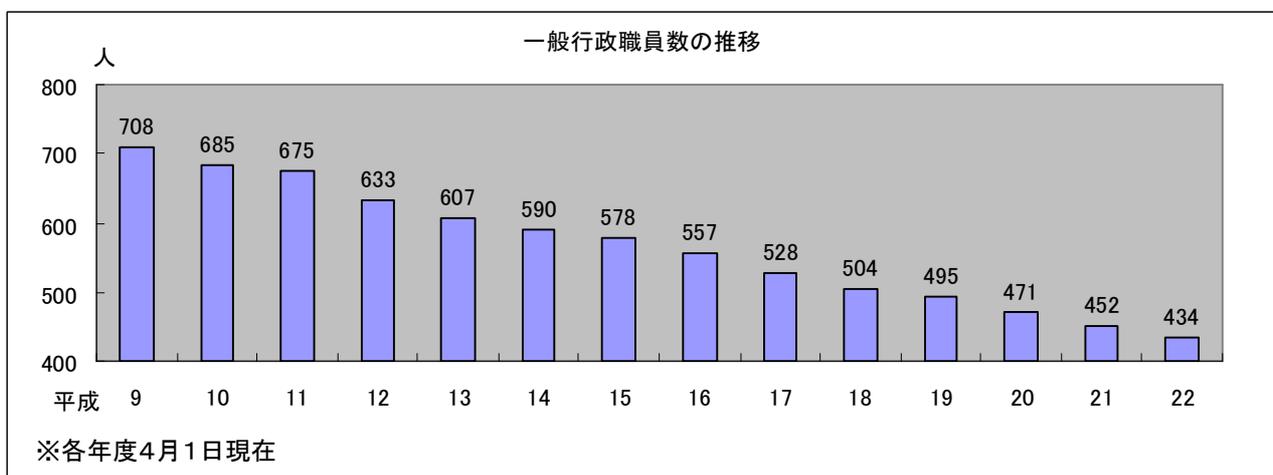
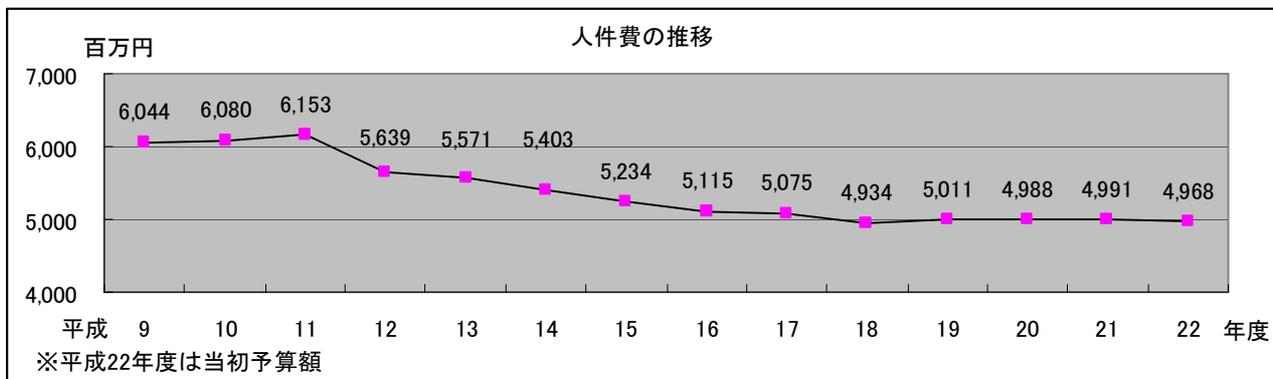
これまで事務事業の整理統合効率化を図り、また、民間委託の実施を行う等、効率的な行政運営を行ないながら職員数の削減を行ってきました。

これに伴い人件費も最高値となった平成11年度の61億5300万円から、平成22年度当初予算額では49億6,800万円にまで減少しています。

平成22年4月1日現在の一般行政職員数は434人であり、集中改革プラン開始の平成17年から、毎年職員を削減した結果、累計で94人に達しています。

この一般行政職員数は、平成22年の目標値450人（平成17年からの削減数78人）を達成するとともに、16人下回っています。

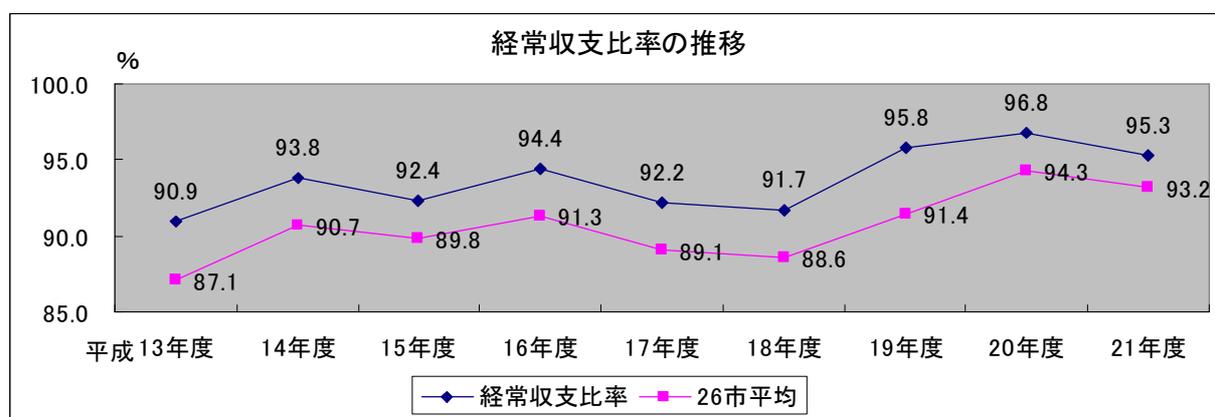
また、市民1,000人当たりの一般行政職員数について、平成22年4月1日現在で、6.0人と東京都26市中8番目に多く、普通会計に占める人件費割合は、平成21年度決算で18.5%を占めており、東京都26市中9番目に高い比率となっています。これは他の自治体と比較すると、ごみ収集や保育所、小学校給食業務等を直営で行なっているため職員数が多く、今後の検討課題となっています。



## (6) 経常収支比率

経常収支比率<sup>※1</sup>は、団体の財政状況を表す主要指標のひとつとされています。義務的経費等の経常経費に充てられている地方税等の一般財源の額がどの程度充当されているかを見ることにより、財政構造の弾力性を示す比率として用いられます。

一般的には75%から85%が適正な水準とされていますが、景気の悪化とともに全国的に経常収支比率が悪化している自治体が多く、全国都市平均も年々高くなってきています。清瀬市では90%を超えており、財政構造が硬直化している状況です。特に人件費や扶助費等義務的経費の比率が東京都26市平均と比較して高いことから、容易に改善を図ることができない財政構造となっています。



※1 経常収支比率：人件費や扶助費、公債費などの毎年決まって支出される経常経費に対し、市税や普通交付税などのように経常的に入ってくる一般財源がどの程度充てられているかを示す指数。経常経費充当一般財源÷経常一般財源総額×100 (%)で求められる。

## 第2章 第4次清瀬市行財政改革大綱・実施計画策定の概要

### 1 策定の概要

---

清瀬市は平成21（2009）年度に、平成27（2015）年度までの7ヵ年を計画期間とする後期基本計画を策定しました。今後の7年間における基本方針を「手をつなぎ、心をつむぐ、みどりの清瀬」とし、清瀬市の個性を活かした魅力的な都市を築くための重点的な取り組みを「個性を活かしたまちづくり」「明日の清瀬を担う人づくり」「生きがいのあるまちづくり」「新たなグランドデザインの創造」の4点に絞り、整理しています。

また、清瀬市のまちづくりの将来像の実現に向かって「市民協働によるまちづくりの推進」・「健全財政の確立と効率的な行政運営」の2つをすべての分野にかかわる指針として示しています。

第4次行財政改革はこの4つの重点的な取り組みと2つのまちづくりへの指針を着実に具体化していくための行財政分野での戦略計画です。

### 2 目的

---

第4次清瀬市行財政改革大綱・実施計画は清瀬市基本構想を受け、基本計画の政策目標を踏まえて策定します。

### 3 構成

---

第4次清瀬市行財政改革大綱と実施計画による構成とします。

### 4 位置づけ

---

本大綱は、今後の行財政分野における基本方針とし、この基本方針の下、着実に行財政改革を実現する実施計画を策定します。

加えて、重点政策・行財政改革の取り組みを支える財政的な裏づけとしての財政見直しを示します。

大綱において、行財政面での今後の取り組み目標・基本方針を設定し、実施計画において行財政改革における主要課題の解決に向けた改革内容を具体的に示します。

## 5 計画期間

---

行財政分野における基本方針となる大綱の計画期間は平成23（2011）年度から平成32（2020）年度までの10年間とします。

具体的な取り組み内容を示す実施計画においては平成23（2011）年度から平成27（2015）年度の5年間の計画期間とし、後期基本計画の終了年度と合わせ見直しを行いません。

## 第3章 第4次清瀬市行財政改革

清瀬市では後期基本計画の基本方針を「手をつなぎ、心をつむぐ、みどりの清瀬」として掲げ、今後の市政運営について「最小の経費で最大の効果を上げる」という単に行政のスリム化と効率化を目指すだけのものではなく、市民と行政との信頼関係を構築し、お互いが手をつなぎ、未来へのまちづくりをつむいでいくという考え方を示しています。

そして市の施策や事務事業は、この基本方針に基づき実施されています。

行財政改革は、これらの施策や事務事業をより効果的・効率的に実現するために事業の見直し等を含む行政改革と、歳出の削減・歳入の確保によって収支の均衡を図る財政的な改革、行政サービスの質を向上させることを目的として行われるものです。

第4次行財政改革を進めるにあたり、これまでの取り組みを踏まえ、新たな視点に立って、改革と刷新に取り組み市民サービスの向上と協働による新しい行政の創造を目指し、時代の変化や住民のニーズに柔軟かつ弾力的に対応できるよう改革を図る必要があります。

### 1 これまでの取り組み

清瀬市では国の指針（「地方行政改革指針」）に基づき、昭和62年度に最初の行政改革大綱を策定しました。その後も数度にわたり、行財政改革に取り組み、事務事業の整理合理化や職員数の削減、給与の適正化、民間委託の推進等、行政運営の効率化に取り組み、財政の健全化と市民サービスの向上と維持に努めてきました。

平成15年度から平成20年度までの6年間に取り組んだ第3次行財政改革においては、長引く不況の中、当時、市税の大幅な減収等非常に厳しい財政状況が見込まれたため、行財政改革を断行し、新たな行政課題や政策展開に取り組み、かつ、スリムな行財政基盤を作り上げていくことが求められていました。

第3次行財政改革では、職員数を平成8年の715人から平成22年度434人と281人削減した結果、金額にして約10億円の削減効果を生み出したほか、市立けやき幼稚園や元町乳児保育園の廃止、中学校給食の民間委託、公共施設の指定管理者制度導入等あらゆる歳出削減の取り組みを行ってきました。

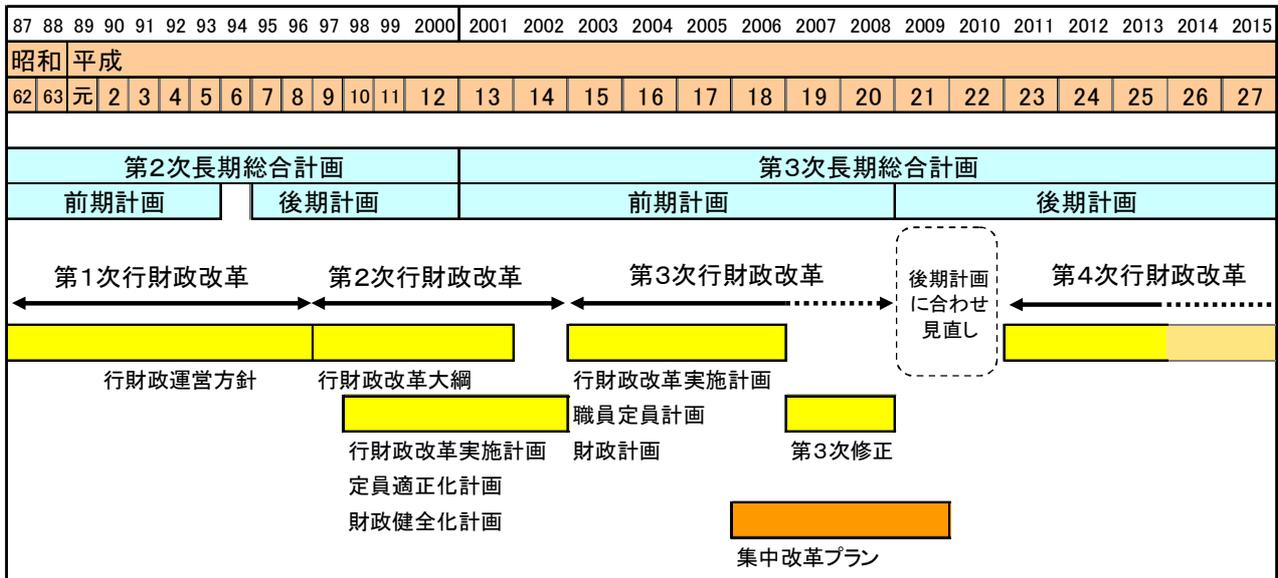
歳入においても市税等の収納率の向上策、保育料や下水道料の見直し等を行ってきました。このような行財政改革を行なったことにより、各種の施策展開を行ない、合わせて財政運営の健全化も進めてきましたが、今後もより一層努めなくてはなりません。

これまでの行財政改革の取り組みが東京都等から評価され、市町村総合交付金の大幅な増額や特別交付税の増額という結果になり、また、こうして生み出した財源を基に、新たな市民サービスへの取り組みが、日本経済新聞社の都市ランキングで、住みやすさや行政革新度、環境の点で上位にランキングされる等の評価を受けています。

今後も少子高齢化や経済環境等による市財政を取り巻く環境が厳しさを増すなか、地方分権の推進により、地域の底力が試されており、魅力あるまちづくりが強く求められています。

これまで築いてきた財産を継承するとともに、今後もより魅力ある住みやすい清瀬を創出するためにも、行財政改革を不断の取り組みとしてとらえ、簡素で効率的・効果的な行政体制を確立することが必要です。

### 【行財政改革の経過】



## (1) 行財政改革の成果と課題

清瀬市ではこれまで3次に渡る行財政改革と集中改革プランによる事務事業の見直しや、市民サービスの向上に努めてきましたが、積み残した課題や引き続き見直しを要する事業等もあり、改革の推進にあたっては改革の効果や進捗状況をわかりやすく説明できるような工夫が必要とされています。

### 【これまでの行財政改革における取り組み項目】

#### 歳出削減

◇退職者不補充を原則とする職員数の削減

■理事者給料 10%削減

■管理職手当 25%削減

■58歳以上昇給停止

■職務給制度の導入と特殊勤務手当全廃

■給料表の改定（都表への移行）

■通勤手当支給基準の改定

■住居手当支給基準の改定

■日帰り出張に係る日当の廃止

■退職手当支給月数の見直し

■定年・勸奨退職時の特別昇給廃止

■議員定数の削減（24→22人）

◇転任試験の実施

■清瀬市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針の策定

■指定管理者制度による管理運営・利用料金制度の導入

■ごみの収集回数・分別回収等を見直し

◇各種団体への補助金の廃止・縮小

◇敬老事業の見直し

■高齢者（65歳以上）への交通共済掛金公費負担廃止

◇地域包括支援センター業務の委託化

×芝山小学校給食調理業務民間委託  
（※民間委託化で費用削減ができないため当面は直営体制で継続するとされた）

■中学校給食調理業務の民間委託

×営繕業務の一本化

（※検討の結果、効果が得られないとの判断がなされた）

◇生活保護の適正化（相談員制度の充実）

■緑の保全区域借上料見直し

■第二保育園を廃園

（※民設民営ですみれ保育園を開設）

■元町乳児保育園を廃園

（※民設民営できよせ保育園を開設）

■市立けやき幼稚園を廃園（H16年度末）

◇高齢福祉電話・障害福祉電話支給額の見直し

■小学校統廃合（1校）

（※第五小学校と第九小学校を清明小学校として統合）

■市営駐輪場への指定管理者制度導入

■公園管理事業の見直し（アドプト制度の導入）

■竹丘学園の発展的解消

（※子どもの発達支援交流支援センターの開設）

■選挙事務の一部委託化

■専用公用車をリース化

### 歳入強化

- 電話催告業務による徴税、差押さえ等の強化
- 差押さえ物件のインターネット公売の実施
- 休日納税等窓口の開設
- 国税徴収経験者の活用
- 収納担当管理職の配置等徴税体制の強化
- ◇ 国民健康保険税率の改正
- 国民健康保険納期の回数増
- 未申告償却資産の調査実施
- 一般ごみ・粗大ゴミ・し尿処理手数料導入
- 高齢者おむつ支給への自己負担導入
- ホームページバナー有料広告の導入
- 市営駐輪場の有料化
- ◇ 保育園保護者負担金、保育料の見直し
- ◇ 学童クラブ育成料の改正
- ◇ 運動施設使用料の改定
- ◇ 普通財産の積極的売却
- ◇ 下水道使用料の定期的な見直し
- 市の刊行物等を活用した広告掲載基準の作成
- × コンビニエンスストアでの公金収納  
(※平成 23 年度より導入予定)

### そのほか

- ◇ 公的オンブズパーソン制度・外部評価制度を導入
- ◇ 特色ある学校づくりの実施  
(※全小中学校での国際交流集会や環境学習、ボランティア活動等の実施)
- 中学校への学校選択制度の導入
- ◇ 学力向上事業の民間活用
- ◇ 市内 3 大学との 4 者協働による健康大学実施
- 市民活動センターの開設
- ◇ 市民協働の手引きの作成
- ◇ 地域通貨の導入
- 清瀬人材バンクの創設
- ◇ 電子自治体の構築
- 全職員に対する業績評価制度の導入(定期昇給への反映)
- ◇ 人材育成方針の策定
- ◇ 行政組織機構の見直し
- 行政評価制度の導入
- ◇ 事務処理マニュアルの作成
- ◇ 公共施設白書の作成
- 市民課土曜窓口の開設

- : 既に実施されている項目
- ◇ : 今後も引き続き実施(検討)される項目
- × : 実施できなかった項目

## 2 第4次清瀬市行財政改革の基本方針

---

行財政改革を着実に実現するためには、まず、職員一人ひとりが清瀬市のおかれている現状や課題、また、将来のまちの方向性をしっかりと見据え、長期的視点に立って物事を考え行動することが必要です。具体的には、業務の改善や効率化、創意工夫を凝らし、意欲的に行動することが重要です。平成23年度以降には、地方分権により一部の事務が国や都から委譲されるため、施策立案や新たな事務遂行能力を磨き、適切に対応できる職員の育成や組織づくりが求められています。

また、清瀬市では、自治会をはじめ多様な市民団体が、子育て・福祉・自然保護等の課題に取り組み、活動の成果を挙げています。そういった団体とは、今後も一層の連携を図る必要があります。

一方、これまで主として行政が担ってきた領域において、NPO法人やボランティア団体、事業者等新しい担い手の活動が活発化しています。

行政にはない新しい発想や自由な活動により、これらの新しい担い手がより良いサービスを提供することで、拡大する公共サービスに対応することが期待されます。

行政の担うべき役割や公共サービスのあり方、その提供主体等、公共の理念そのものを見直し、行政の果たすべき領域を明確化して、行政と市民、市民団体、民間事業者等との相互理解を深め、一層の信頼関係を築き、多様化する公共サービスを共に担う協働型地域社会の構築を目指します。

そして、庁内においてチェック機能を持つような組織を設置し改革の進捗状況を公表するとともに是正を図っていきます。

第4次行財政改革大綱は、平成23年度から平成32年度までの10年間の計画期間としますが、今後の10年間を見てもみますと、地方分権がさらに進み、国や東京都からかなりの事務が移譲されることが見込まれます。

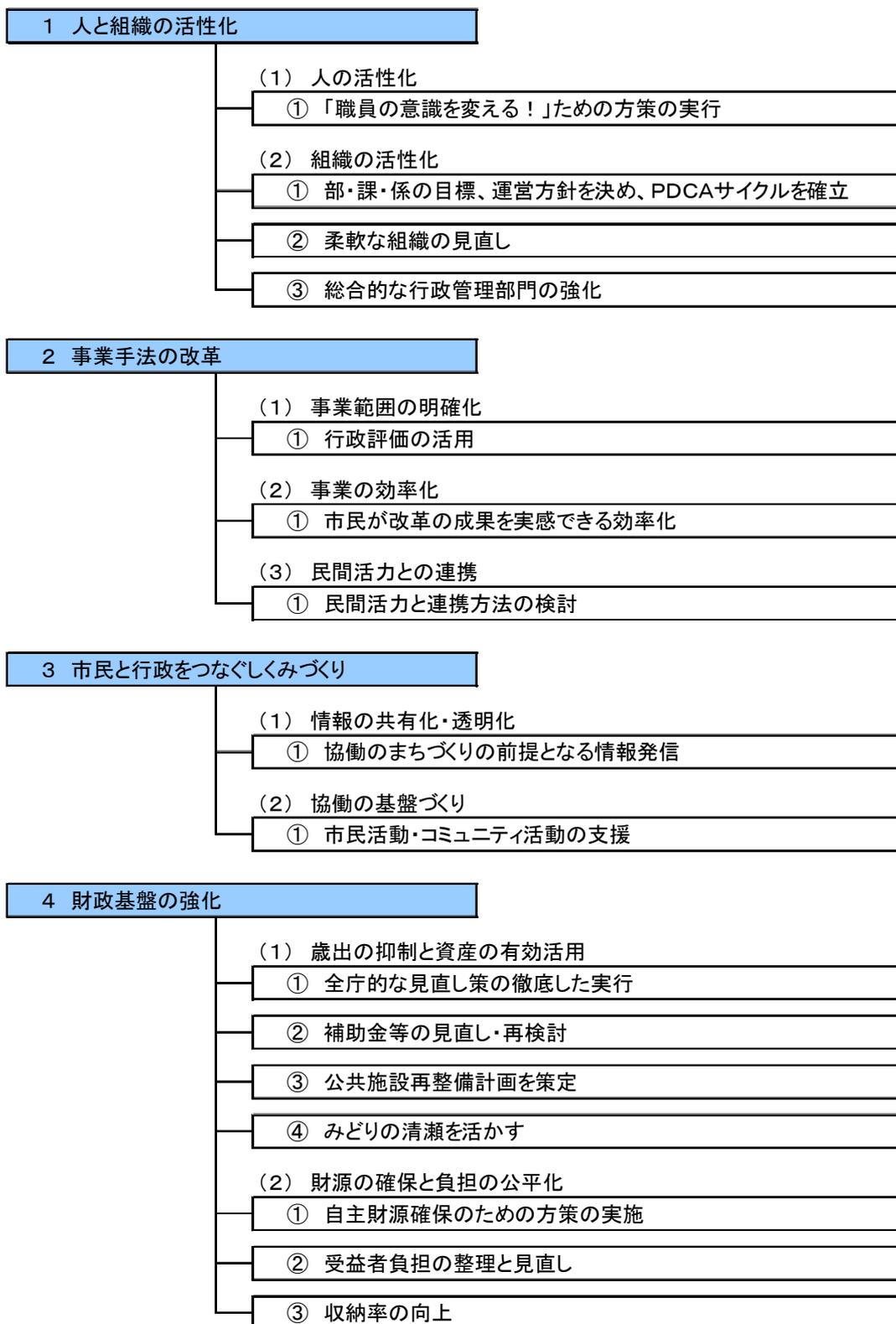
また、少子高齢化の速度も増し、現状のまま推移すると医療費や介護などの社会保障費が異常な速さで大幅に増え、市財政を圧迫する状況になることも推測されます。一方、今後も日本経済が急速に改善する状況にないことを考えますと、清瀬市が抱える課題や市民要望を実施していくためには、第4次行財政改革を着実に実行し、健全な財政構造を維持し、市民の負託に応えていかなければならないと考えます。

今後、第4次行財政改革の内容を受け止め、実施していくためには、まず職員一人ひとりがこうした清瀬市の財政状況やまちの将来の方向性などをしっかりと見据えて対応することが重要です。

平成23年度以降に訪れる地方分権に対応できるよう、職員自ら切磋琢磨し、自己を磨き、業務の改善や効率化、創意工夫を常に凝らし、意欲的に事務を遂行していかなければならないと考えます。

### 3 改革の体系

第4次行財政改革における改革、改善に向けた改革を次のようにまとめました。



## 第4章 体系別改革推進項目

### 1 人と組織の活性化

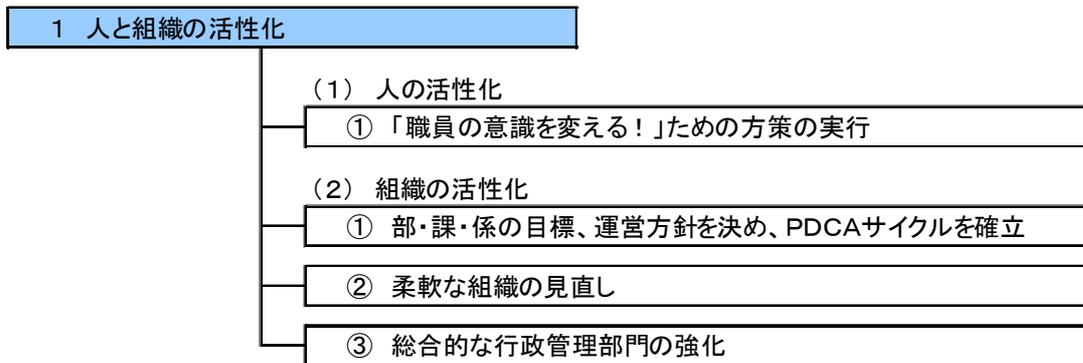
これまで、職員の担当事務に対する意識を高めるために、目標管理制度や業績評価制度を導入し、勤務評定制度との連携を図りました。

また、まちづくりに対する市民要望に応えるため、退職者不補充を原則とする職員数の削減を図り、人件費の大幅な削減を行ったことにより、大きな成果を上げることができました。

現在、団塊世代の大量退職等が続いており、蓄積されていた経験値をどう引き継いでいくかが課題となっています。退職者の持つ業務上の経験値をスムーズに若年層の職員に移行させるしくみやあわせて民間企業等でのノウハウや専門的な知識を効率的に行政分野で取り入るしくみづくりが必要と考えられます。

これからの地方分権時代に的確に対応できる職員の資質向上と意識改革を図るため、「人と組織の活性化」では、主に市役所職員としての「人」、市役所組織としての「組織」の2つの分野の活性化を図ります。

#### 【施策の体系】



#### (1) 人の活性化

職員の年齢構成にも配慮した、長期的な視点に立った職員の採用と職員構成の適正化に努めるとともに、人事評価制度を有効に機能させ、人材の育成を推進する等より一層の戦略的な人事制度の構築に努める必要があります。

また、職員一人ひとりが、行政サービスの専門家として、市民の期待に応え、効率よく、満足度の高いサービスを提供できるような改革を進めます。

## ①「職員の意識を変える！」ための方策の実行

職員の意識改革の必要性は、これまでも様々な場面で取り上げられてきました。

職務体系が複雑化する中であっても、職員一人ひとりが高い問題意識を持ち、職員として自覚して仕事に取り組むことが求められています。そのためにも企画立案能力と実行能力を磨くような、自己啓発意識の向上と研修の活性化を図ります。

<b>戦略的な人事制度の構築</b>	長期的な職員採用計画、人事評価制度（業績評価制度 <sup>※2</sup> ）の有効活用、人材育成基本方針・実施計画の改訂等。
<b>職員の意識改革</b> 目標：昇任試験の受験率を上げる	職場内ミーティングの励行、庁議、部課長会議の報告、庁内・職員間での情報共有の徹底。
<b>人事交流</b>	他自治体や民間企業等との人事交流制度 <sup>※4</sup> の実施。
<b>多様な研修制度</b> 目標：多様な研修を実施する、受講割合を前年度比（+3%）増加させる。	財政状況等に関する庁内での説明会や研修会、庁外研修の報告会等を積極的に行ない、市の現状や課題についての情報を共有化し、意識改革を図る。OJT（職場内研修）の充実、指導職員制度 <sup>※3</sup> （新人、異動者等）の活用等。
<b>職員検定</b>	清瀬市の事務処理に係わる検定等を実施し理解度を測り、職員の資質向上を図る。
<b>事務マニュアルの見直し</b>	事務マニュアルを見直し、事務の合理化・効率化を図る。

※2 業績評価制度：管理職員を対象に個々の業績について評価を行ない、その職員に対する評価結果を昇給に反映させる制度。

※3 指導職員制度：新人職員等に対して、直前の担当者や年齢の近い職員を指導職員として設定し、職員の育成環境を整える制度。

※4 人事交流制度：民間企業や他地方自治体等との職員の交換派遣による人材育成制度。

## (2) 組織の活性化

組織機構については、これまでも統廃合等見直しを行なってきましたが、今後も、社会情勢の変化や住民ニーズに対応するため、事務分担の適正化・効率化とあわせ、組織全体の簡素化・合理化を進める必要があります。

組織機構の見直しとあわせ、それぞれの任用の目的を明確にし、事務分担の適正化・効率化や組織全体の簡素合理化を進める必要があります。

### ①部・課の目標、運営方針を決め、P D C A<sup>※5</sup>サイクルを確立

組織としての目標を明確化するために、個々の目標管理として業績評価や人事考課上での目標をベースに、部・課の目標を定め、その目標に向けた1年間の運営方針を策定します。各部の運営方針はプレゼンテーション等を行ない庁内で情報を共有するとともに、市民にも公表する。そして、毎年、評価、改善を行うことで、組織的なP D C Aサイクルを確立します。

また、各業務の目標に合わせ、事務分担の適正化や効率化を進め、運営方針と職員定員の整合性を図ります。

類似職の統合	全庁的な営繕組織等。
専門職・経験者等のキャリア採用	高度な専門性や職務経験を備えた人材の活用を図るために、経験者から職員（任期付職員を含む）を採用する。
部・課の毎年度目標の策定 目標：目標の設定と達成度を公表する	現行の目標管理制度 <sup>※6</sup> は職員個人のものになりがちであるため、組織（部・課単位）としての目標を明確化し、組織的なP D C Aサイクルを確立する。
事務分担の適正化	人員配置の見直し、予算要望のような人員要望制度、一時的な他部署での就業等。

※5 P D C Aサイクル：「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（点検）」「Action（改良）」を繰り返し、継続的に改善する手法。

※6 目標管理制度：各部課の重点的に行うべき施策と、達成すべき目標及び達成のためのスケジュールを年度当初に各部課長が設定し、上半期終了後及び年度終了後の2回、その目標の達成度や実績等を評価し、その結果を次年度の業務執行に反映させる。

## ②柔軟な組織の見直し

組織の見直しは、これまでの検討会の報告のなかでも、「早い周期での見直し」や「定期的な見直し」が必要であるとの提言がなされています。しかし、前述のように、部課等の運営方針が明確になっていないことや、定員管理が制度化されていないこと等から、組織の定期的な見直しも実現していません。

今後は部課等の目標設定、定員管理の制度化を図るとともに、柔軟な組織づくりを図り、見直しを定期的に行ないます。

### 組織機構の見直し

目標：組織の見直し検討会を毎年設ける

定期的に組織機構の見直しを行う。臨時的な課題に対しては、対策室等を設置して課題に向けた取り組みが見える組織づくりを行う。

## ③総合的な行政管理部門の強化

行財政改革の推進には、企画部門<sup>※7</sup>、特に行政管理部門の強化が不可欠です。各部・課の進行管理をはじめ、組織的なPDCAサイクルの確立と管理、組織・定員の見直し等、改革のエンジンとして行政管理部門の強化を図ります。

### 企画部門の強化

目標：行財政改革進行管理組織を設置する

PDCAサイクルの確立と管理、組織や定員の見直しを行う部門を強化する。

### 改革エンジンPTの設置

行財政改革を積極的、果敢に推進するPT<sup>※8</sup>を設置する。

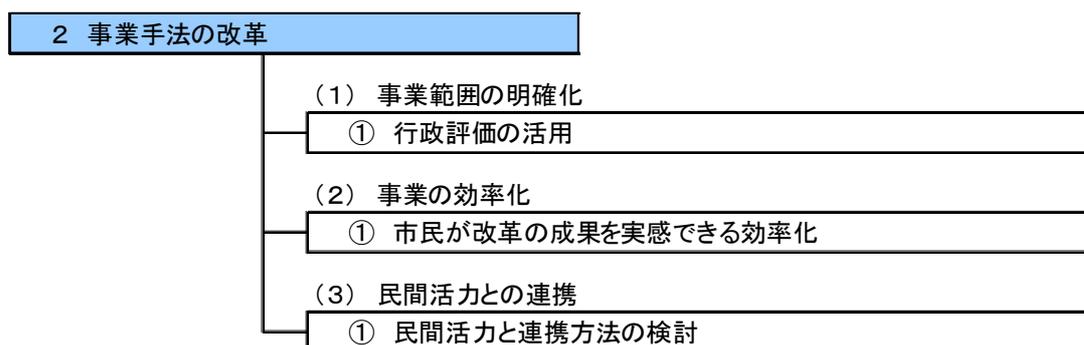
※7 企画部門：政策・施策等を企画・立案する部門。

※8 PT：プロジェクト・チームの略。特定の課題遂行のために特別に編成される組織や集まり。

## 2 事業手法の改革

「公共サービス」の範囲が拡大するなか、将来にわたって市民満足度の高い良質なサービスを提供していくためには、限られた行政資源（人・物・金）を最大限に活用しなくてはなりません。

### 【施策の体系】



### (1) 事業範囲の明確化

行政が担うべき公共サービスを見極める「公共領域の明確化」を図り、持続可能な行財政システムの構築を進めるため公共事業として優先すべき施策事業を選択し、集中投資できるシステムを確立していくことが必要です。

また、事業の中には複数の分野で実施されているが、内容は共通しているものがあり、そういったものを集約し、一本化した運用の検討等を行ない、肥大化した公共領域のスリム化を図ります。

#### ①行政評価の活用

行政評価制度について、平成17年度から導入していますが、なかなか十分な効果を得るに至っていません。その問題点は、第1に制度と実務にずれがあり、評価者（主に課長職）が制度を十分に理解しておらず評価指標等を的確に設定できないこと、第2に目標設定とその成果を図る手法が不明確または十分に行なわれていないこと等があげられます。正確な資料の作成や事業説明がなければ、正確な評価は得られません。

行政評価は、今後も行政が担うべき事業を見極めるために必要な制度（手法）と考えられます。外部評価を導入するには、説明内容に過不足なく正しく事業を説明することが求められるため、十分な説明責任が果たせる行政評価となるよう評価手法を見直します。

### 行政評価の見直しと活用

目標：外部評価を導入する

行政評価制度<sup>※9</sup>の見直しを行い、外部評価（第三者評価）の導入を実施する。

### 市民満足度調査

目標：調査を実施する

行政評価の効果を測定するための満足度調査等を実施する。

※9 行政評価制度：市が行う事業について、その事業を実施するためにどのくらいの費用を使ったのか、実際にどのような活動を行なったのか、その結果どのくらいの成果があがったのかについて数値で表し、それをもとにその事業を今後どのように実施していくべきなのかを評価し、評価結果を次年度事業に反映させる経営手法。

## (2) 事業の効率化

行政に求められるサービスは、多種多様化するとともに増え続けています。そうしたなかでの行財政改革は、単なるサービスの削減や廃止ではなく、市民サービスの向上が図られなければなりません。

事業の改善と改革を目指し、行政評価を活用した事業の見直しや、新たな提案を活かす取り組み等を進め、事業の効率化を図ります。

また、市民へのサービス向上を図るため、多様化する市民の生活スタイル等を踏まえ、市民が実感できる効率化を目指し、市民視点で行政サービスの改善・改革を進めます。

### ①市民が改革の成果を実感できる効率化

限られた行政資源（人・物・金）をいかに効率的に活用するか。それは、職員の意識改革であり、組織の見直しであり、業務の見直しです。市民の視点に立ち、知恵と創意工夫で、最小の行政資源で最大の市民サービスを提供するため、大きいものから小さいものまで洗い出し、改革を推進します。

### 行政手続きの簡素・短縮化

利便性の向上のため、交付書類等のATM化（窓口業務の電算化による負担軽減）や利用しやすい窓口（繁忙期への対応、市民課以外の窓口開庁）づくりを進めます。

### 審議会・委員会等の改革

目標：統廃合と効率化を実施する

審議会・委員会・会議等を統廃合し効率化を図り、報酬の見直しを行う。

### (3) 民間活力との連携

近年、これまで行政に委ねられてきた公共サービスの分野において、市民団体やNPO活動、ボランティア等新しい担い手が登場し、活躍しつつあります。

新たな可能性として、これまで外部への業務委託はそれぞれの自治体ごとに行なわれていましたが、複数の自治体で共同利用を行う共同アウトソーシングの実施という取り組みも始まっており、清瀬市においても他自治体との連携を事務事業レベルにおいて検討を始める必要があります。

第3次行財政改革（改訂版）のなかで民間委託等の推進の検討課題として、「ごみ収集作業の民間委託化」、「市立保育園の指定管理者制度の導入や民営化」、「小学校給食調理業務の民間委託化」、「使送便業務※10の見直し」が掲げられていました。このうち、平成22年度にはごみ収集作業は職員の退職に伴い清掃車1台の委託化を、学童クラブは嘱託職員化を図りましたが、その他については具体的な計画化が図られていません。また、事業を外部へ委託する場合の課題として、担当部署の職員が実際の事業に携わらなくなることにより、事業実施に関するノウハウを消失してしまう可能性があります。委託事業の期間中に、受託者が何らかの状況で撤退が生じた場合に、迅速に事業を継続することができなくなる恐れも懸念されます。このような状況下での代替策等を十分に検討しておくことが必要です。

#### ①民間活力との連携方法の検討

民間活力との連携については様々な形態があり、メリット・デメリット等が十分整理されているとは言えません。検討課題となっている項目の民間委託化については、職員の定年退職時に合わせて計画化を図っていくことが必要です。

今後、民間活力との連携が可能とされた事業に対して、どのような連携方法が効果的なのかをスムーズに判断するためにも、連携方法の研究と指針等の作成が必要と考えられ、第4次行財政改革実施計画のなかで具体的な計画化を図ります。

#### 民間委託事業の計画化

これまでに民間委託化が進められている事業での委託化の拡大や、事務部門での委託化の検討。

#### 民間活力活用指針の作成

目標：指針を作成する

民間活力との連携方法を検討し、民間活力活用指針※11を作成する。

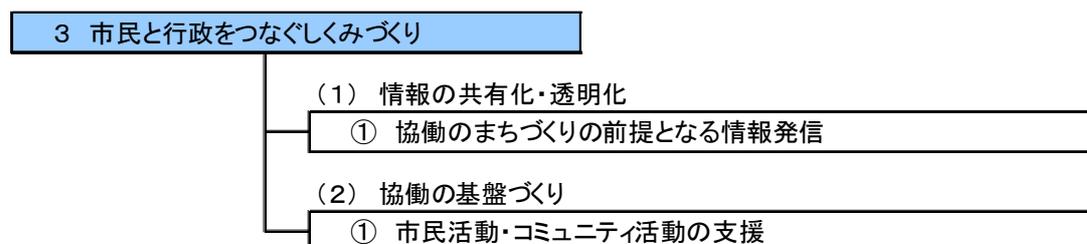
※10 使送便業務：市役所や関係機関の間で文書のやりとりや市役所から市民への文書の送達業務のこと。

※11 民間活力活用指針：市が事業・サービス提供の実施主体として直接行う必要があるか、民間への委譲の可能性はあるか、民営化・民間活力導入による効率化・コスト削減等の効果はあるか等民間活力を活用する検討の視点、判断を統一して行うための指針。

### 3 市民と行政をつなぐしくみづくり

市民と行政が共に考え、それぞれの責任と役割を果たし、より多くの市民にまちづくりへの関心を持ってもらうために、行政情報は最も重要なものです。行政においても市民の意見や活動の情報は大切な要素と考えられます。

#### 【施策の体系】



#### (1) 情報の共有化・透明化

清瀬市ではこれまで「情報公開条例」「まちづくり基本条例」の制定や「パブリックコメント制度」の導入、「まちづくり委員会」の設置等市民の知る権利を保障し、市民がまちづくりに参画できるようなしくみづくりを進めてきました。

今後はこれらの取り組みをさらに進め、市民に対し情報を的確にかつ積極的に発信しながら、市民との信頼関係の構築に努めます。

#### ①協働のまちづくりの前提となる情報発信

市が市政情報等をより詳しく、わかりやすく市民に伝えるため、市報やホームページ等広報の充実を図り、市政情報を積極的に公開します。

また、行政評価表の見直しやわかりやすい予算・決算書の作成、出前講座の実施等、市民の疑問に答えられる情報提供手段を講じます。

#### わかりやすい予算・決算書

わかりやすい予算書<sup>\*12</sup>、決算書<sup>\*13</sup>を作成し、出前講座等を活用して市政の状況を市民に広く周知する。

#### 積極的な行政資料の公表 目標:市ホームページのアクセス数を増やす

各課における各種報告や統計、計画、刊行物等を積極的に公表する。また、各種審議会・委員会等の会議概要の公表を推進する。

#### F A Q の 公 表

各課においてFAQ（よくある質問と回答）等を市ホームページ上で公表する。

※12 わかりやすい予算書：市が行う事業と予算について、通常の予算書ではわかりにくい事業の内容、予算の全体像を具体的に説明する冊子。

※13 わかりやすい決算書：市の予算がどんな事業に使われたのか、財政状況はどうなっているのか、決算の全体像を説明する冊子。

## (2) 協働の基盤づくり

市民と協働する基盤づくりとして、市民からの要望を適切に反映する柔軟な組織・運営体制が必要とされています。そのためには、市民が何を求めているのかを把握し、実行できる行政でなくてはなりません。

また、武蔵野の雑木林や医療・福祉施設の集積、農地等、清瀬市のもつ財産を活かし、市民が誇りをもって住み続けたいまちづくりを目指して、協働で市の魅力を高める必要があります。

### ① 市民活動・コミュニティ活動の支援

市民協働を進めるには、市民がまちを愛し、自分たちの手で良いまちをつくっていききたい、まちづくりに参画、参加したいと思う風土をつくっていく必要があります。

また、団塊の世代が地域に戻ってくるなか、市民協働、市民参画、市民参加のきっかけづくりを支援する必要があります。

市政情報を積極的に広報するとともに、まちの魅力をPRし、市民がまちづくりに興味を持ってもらえるような事業展開を図り、市民活動センターを中心に、きっかけづくりの事業展開を図ります。

#### コミュニティ活動の支援

目標：はぐくみ円卓会議を拡大、市民活動センターの利用率を上げる

自治会の活動状況等の把握やコミュニティはぐくみ円卓会議<sup>※14</sup>の拡大、地域サロン活動<sup>※15</sup>の充実を図る。また、市民活動センターを活用し、市民の社会貢献活動を支援する。

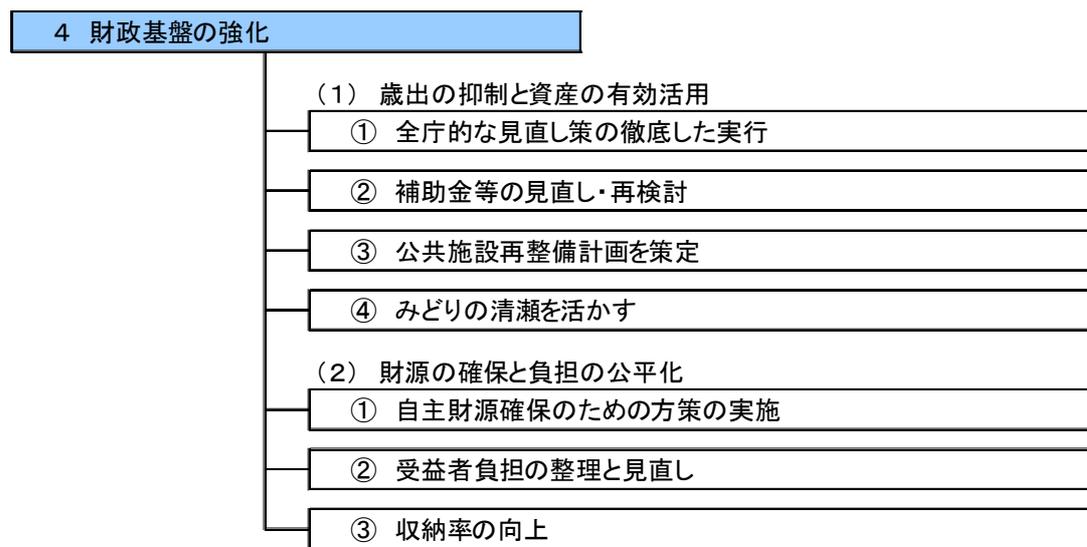
※14 コミュニティはぐくみ円卓会議：地域の課題を話し合い、解決する場として小学校の学区域をひとつのコミュニティと位置付け、その地域のリーダーが同じテーブルに着いて話し合いをする場を作り上げることを目的に、現在清瀬第六小学校区として定期的に活動しており、平成22年1月からは第七小学校区でも取り組みが開始されている。

※15 地域サロン活動：高齢者が地域で健康づくり等介護予防活動を行うことができるような活動。高齢者のみならず地域で暮らす誰もが集える場所。

## 4 財政基盤の強化

今後も経済状況にもよりますが、市税収入の減少が見込まれる一方、扶助費等義務的経費は増加が見込まれており、今まで以上に厳しい財政状況であることを再認識することが必要です。

### 【施策の体系】



### (1) 歳出の抑制と資産の有効活用

扶助費の上昇とともに、公債費を推計すると平成23年前後に最高額となることが予想されています。反面、市税（収入）は減少していることから、確実に訪れる最大の財政難期を乗り越えるため、財政状況を改善する手立てを図らなくてはなりません。

東京都の将来人口推計によると、今後、生産年齢人口の割合が減少を続け高齢者人口の割合は増加することが見込まれており、これは、勤労者の減少と高齢化による歳入の減少と社会保障費である扶助費の上昇を意味しています。

財政健全化のため、歳出の抑制とともにあらゆる歳入の確保と収納率の向上を目指すことが必要と考えられます。

事務事業の効率的な執行による歳出の抑制とともに、補助金・負担金・交付金について、過去からの単なる継続ではなく、現況にあわせた見直しを行ない、算出することが必要です。

さらに、市が定期的な補助等を行なっている団体において、自立した経営を促進するための改革を促します。

## ①全庁的な見直しと見直し策の徹底した実行

これまでの3次にわたる行財政政改革において、財政的にはかなりのスリム化を図ってきました。

個々の事業単位での効率化を進め、これまでも全庁的な見直しは行なわれてきましたが、その見直し策の実行が最終的に個々の事業単位となったり、不十分な実行に終わったりしていたケースもあり、今後は、見直し策の徹底した実行が必要です。

また、平成21年度一般会計決算の状況をみると繰出金総額は歳出総額270億1,330万7千円のうち22億9,424万円7千円と約8.5%を占めており、東京都26市と比較してかなり低い水準にあります。

しかしながら、一般会計に占める繰出金の割合が増加すると、一般会計の財政運営が硬直化することから、さらに特別会計<sup>※16</sup>の経営健全化に取り組みます。

国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計、駐車場事業特別会計、介護保険事業特別会計において、収納率向上、負担の適正化、事業量縮減等について検討し、それぞれに「経営健全化計画」を作成する。

### 広 報 物 の 見 直 し

市報をはじめとしたさまざまな広報物について、発行形態や市民への提供方法について統廃合等見直しを行う。

### 借 用 地 の 見 直 し

適正価格による借用地の見直しを行う。

### 特 別 会 計 へ の 繰 出 金 の 抑 制

繰出基準の作成による各特別会計への繰出金の抑制。

### 外 郭 団 体 の 見 直 し

外郭団体<sup>※17</sup>の自立化、経営改革を進める。

### 資 産 の 有 効 活 用

会議室や庁用車の有効活用や備品管理状態の公開。(各課での貸出可能な備品や不要な備品情報をポータル上に公開する)

※16 特別会計：一般会計とは別に設けられる、独立した経理管理が行なわれる会計のこと。清瀬市では「老人保健医療」「国民健康保険事業」「下水道事業」「駐車場事業」「介護保険」「後期高齢者医療」の6種の特別会計がある。ただし「老人保健医療」は平成22年度末に廃止される。

※17 外郭団体：自治体の組織の外にありながら、その自治体から出資・補助金を受ける等して補完的な業務をおこなう団体。清瀬市都市開発株式会社、社会福祉協議会、シルバー人材センター等。

## ②補助金等の見直し・再検討

補助金等の適正化は、平成15年度に補助金等適正化検討委員会により検討され、その答申に基づき見直しを図りましたが、6年を経過し社会背景も変化するなか、再検討の時期を迎えています。

第4次行財政改革のなかでも、補助金等の見直しは必須であり、早急に検討委員会を設置し見直しを図ります。

### 補助金等の適正化

目標：補助金等適正化検討委員会を立ち上げる

補助金等の適正化。サンセット方式<sup>※18</sup>の導入の検討等。

※18 サンセット方式：補助金に一定期間の終期を設定し、特別の理由がなければ期限の延長は行わないこと。

## ③公共施設再整備計画を策定

市の公共施設は、昭和50年前後に建設されたものが多く、どれも耐震化を含め再整備の時期を迎えています。そうしたなか、小中学校の校舎、体育館の耐震化が平成22年度に終了するため、今後は市役所、地域市民センター等の公共施設の再整備や耐震化が求められています。

個々の施設の利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、施設の統合・廃止等も含め、将来的な公共施設のあり方を検討し、未利用資産の売却や活用策も含めた公共施設再整備計画を策定します。

### 未利用資産の活用

目標：売却可能資産を洗い出す

未利用資産の売却や貸付を促進する。

### 公共施設再整備計画

目標：計画を策定する

施設の統廃合・廃止等も含めた将来的な公共施設のあり方を検討し、計画を策定する。

## ③みどりの清瀬を活かす

これまで市では「みどりの清瀬」を目指し、緑地の保全や活用に関して様々な方策を実施してきました。

世界遺産や著名な歴史的遺物を見学するような大規模な移動を要する商業観光ではなく、個人の生活圏を大きく離れることがない身近な観光としては、十分に人々の

興味を引くことができる観光資源が生まれています。これは環境保護だけでなく、住宅都市である清瀬市にとってはよりよい居住環境の実現にもつながるものとなります。

「水と緑」や「農のある風景」等清瀬市の個性や地域文化が十分に興味を引く対象となることを認識し、「農のある風景」や「柳瀬川回廊」、「ひまわりフェスティバル」等身近な観光資源をつなげ、みどりの清瀬として「観光立市」を目指します。

また、みどりを単なる観光資源としてではなく魅力あるまちづくりの一環として市の活性化に活かすような方策を検討します。

### 観 光 立 市

目標：観光情報の提供を図る

市内観光資源情報を一元化し、市ホームページでの提供やPRを行う。ホームページに市の認知度を高める情報を掲載する。近隣市と連携した回遊路の整備を進める。

## (2) 財源の確保と負担の公平化

長期的な視点から、自主財源の充実を図るために、市内における産業の育成・活性化を目指します。

受益者負担について、サービスにかかわるすべての経費を基本として見直しを行ない、平準化を図ることが必要です。

### ①自主財源確保のための方策の実施

税や保育料等の収納対策、有料広告の拡大、公募債の活用、寄附制度の活用等、自主財源確保のための方策は、過渡期のものが多く、個々の方策について検討し、制度化等を図る必要があります。

収納対策の組織的な対応、広告媒体の洗い出し等、個々の方策の制度化、見直し等を検討し、一過性でなく継続的に取り組みます。

魅力あるまちづくりに向けて、市にある自然環境や歴史・文化等を活かすような産業や事業者の誘致等についても検討します。

### 広告事業の活用

目標：新たな広告媒体の洗い出し

新たな広告媒体を検討し、公共施設内、ごみ袋、給与明細書等を活用した広告事業を促進する。

### 寄附制度の活用

緑地保全や農産物育成、子育て環境の充実等市の取り組みを内外にアピールし、賛同者にまちづくり応援の寄附を募る。

### 金銭納付制度の検討

ミニ公園の金銭納付制度を検討する。(実際には活用されないミニ公園について金銭納付により、大きな公園等の整備にあてる)

## ②受益者負担の整理と見直し

公共施設の使用料や手数料をはじめ保育料、下水道使用料等、受益者負担については、これまでも定期的な見直しが必要とされながらも、その見直しはされていないか、不定期な見直しとなっています。受益者負担について、負担の考え方をきちんと示し、常に受益者負担の公平化を図ることが求められています。

使用料や手数料等の定期的な見直しを計画化し、見直しの時期には必ず受益者負担の考え方を整理し、見直し結果を公表することが必要です。

### 公共施設の有料化の検討

目標：駐車場の有料化、学校施設の特定利用の有料化を検討する

庁舎等公共施設駐車場の有料化や学校施設の特定利用の有料化を検討する。学校施設の利用は現在一律無料となっているため、光熱水費等を勘案し、有料化を検討する。

### 市刊行物の有償頒布基準の作成

目標：原則有料化する

各種計画書、報告書、統計書等庁内印刷物について原則有料とし、有償配布の基準額を定める。

## ③収納率の向上

清瀬市の市税現年課税分の収納率は過去5年(平成15年度～19年度)にわたり、97.9%から98.6%の間で推移していましたが、平成20年度実績は、現年度分と滞納繰越分の合計96.5%で東京都26市中3番目、平成21年度では合計96.2%で東京都26市中4番目と高い水準にあります。

しかしながら、平成20年度現年課税分調定額は約94億円であり、1%の収納率向上が約9,400万円の増収をもたらすことから、収納率を改善させる事は、市の

財源を確保し住民サービスを向上させる上で必要であるばかりでなく、税の公平性を保つ上でも非常に重要と考えられます。

加えて市税以外の保育料、学童クラブ育成料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、下水道使用料等の未納付金についても同様であり、収納率の向上に取り組まなくてはなりません。

#### 収 納 率 の 向 上

目標：納税意識の向上を図る

減免規定の見直し、収納のための庁内専門組織の立ち上げ、償却資産課税の適正化や搜索の強化等を実施し収納率の向上を図る。また、市税等滞納者に対する補助金交付や融資等一部の行政サービスの利用を制限することを検討する。

#### 新たな公金収納システムの検討

目標：コンビニ収納を実施する

クレジットカード納付、マルチペイメントシステム等新たな公金収納システムを検討する。コンビニ収納の拡大と口座振り替え加入の向上を図る。

※19 償却資産：会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いることが出来る構築物・機械・備品などのこと。土地や家屋と同様に固定資産税の対象となる。